

大阪労働局発表  
令和5年8月7日(月)

【照会先】  
大阪労働局 労働基準部 賃金課  
(直通電話) 06(6949)6502

## 大阪府最低賃金を41円引上げ 時間額1,064円に

大阪府最低賃金審議会(会長:衣笠 葉子)は、大阪労働局長(木原 亜紀生)に対し、大阪府最低賃金を41円引き上げ、時間額1,064円に改正することが適当であるとの答申を行いました。

1 大阪府最低賃金審議会は、本年7月4日に大阪労働局長から、大阪府下の全労働者に適用される「大阪府最低賃金」(地域別最低賃金)の改正についての諮問を受け、審議を重ねた結果、8月7日、現行の最低賃金額1,023円から41円引き上げ(引上げ率4.0%)、1,064円に改正することが適当であるとの答申を行いました。

効力発効の日は、令和5年10月1日の予定です。

2 この「41円」の引上げ額は、中央最低賃金審議会の「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」において示された目安どおりの金額です。

3 大阪労働局としては、この答申を踏まえ、本年度の大阪府最低賃金の改正に係る手続きを進めてまいります。

令和5年8月7日

大阪労働局長  
木原 亜紀生 殿

大阪地方最低賃金審議会  
会 長 衣笠 葉子

大阪府最低賃金の改正決定について（答申）

本審議会は、令和5年7月4日付け大労発基0704第1号をもって貴職から諮問のあった大阪府最低賃金の改正決定について、設置した専門部会において、公労使代表委員が「労働者の生計費」、「賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」という三要素を踏まえて審議を行った。大阪の状況を概観するとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（令和5年6月16日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」（同日閣議決定）に配意し、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解を参酌し、各種資料、最低賃金に関する実態調査、参考人からの意見聴取、事業場実地視察（オンライン）等の結果を参考に、同部会において、慎重に審議を重ねたが、改正最低賃金額及び効力発生の日については労使の意見の一致に至らず、公益委員見解をもって、別紙のとおりとする結論に達したのでここに答申する。

（公益委員見解）

公益委員は、本年度の大阪府最低賃金の改正金額を検討するにあたり、緩やかに景気は回復しているものの、円安傾向、原材料費高騰が続き、特に中小企業・小規模事業者の価格転嫁がいまだ不十分な状況を踏まえつつ、労働者の生活の安定を図ること、とりわけ、最低賃金近傍で働く多くの女性及び有期雇用・短時間労働者等の処遇を改善し、最低賃金引き上げの効果を広く波及させることに留意して、三要素につき特に次の点を注視した。

労働者の生計費については、消費者物価指数が高い水準で推移していること、勤労者世帯の消費支出が上昇していること、労働者の賃金については、実態調査等各種統計資料に基づく賃金上昇率が前年を上回ること、春季賃上げ妥結状況における上昇率が高い水準となったこと、通常の事業の賃金支払能力については、企業物価指数が

引き続き高い水準であること、中小企業の業況判断は昨年から改善がみられるもののマイナス圏での推移であること、以上を総合的に勘案し改正金額に係る公益委員見解を導いた。

効力発生の日については、改正最低賃金額の効果を速やかに波及させるために、令和5年10月1日とした。

なお、今回の答申にあたっては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性が労使共通の認識であり、「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、大阪府最低賃金の改正がエネルギー価格や原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境、とりわけ、労務費や原材料・エネルギー価格などの企業物価の高騰を十分に価格転嫁できない中小企業・小規模事業者の賃金支払能力に与える影響を踏まえ、関係省庁が連携して、賃金引上げの環境整備のため、生産性向上に向けた設備投資の更なる支援や取引条件の改善等以下の支援策の早急な実施を政府及び大阪労働局に強く要望する。

#### (政府への要望)

- ① 賃金引上げに見合った助成金の給付等業務改善助成金をはじめ、生産性向上のための事業再構築補助金等の施策について更なる特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことはもとより、直接的な新たな支援策を実施すること
- ② 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、特に、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、控除額を翌年へ繰り越す等税制を含めて更なる政策を検討すること
- ③ ①及び②について、効果的に実施するため、十分な予算措置を行うこと
- ④ 下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)・「改正振興基準」(令和4年7月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁に向けた環境整備のため、政府主導で実効性のある取組を行うこと
- ⑤ 上記の取組の措置状況について、本審議会において随時報告すること

#### (大阪労働局への要望)

- ① 大阪府における未満率の解消に向けて、最低賃金の的確で効果的な周知広報、履行確保を行うこと
- ② 支援を必要としている中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように関係省庁と一体

- となり、実効性のある利活用の促進、支援に努めること。特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効果的な周知広報と一層の利活用を促進すること
- ③ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して取組強化を要請すること
  - ④ 下請取引の適正化については、関係省庁と連携体制を構築し、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること。特に、最低賃金の履行確保の監督を行う1月から3月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこと
  - ⑤ 上記①から④を効果的かつ的確に実施するために、十分な予算確保に取り組むとともに、実施体制の強化を図ること
  - ⑥ 以上の取組状況については、実効性のある実施計画を作成し、公表するとともに、履行確保の状況及び効果の検証を併せて行い、本審議会において随時報告すること

大 阪 府 最 低 賃 金

- 1 適用する地域  
大阪府の区域内
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 1,064円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和5年10月1日

(参考)

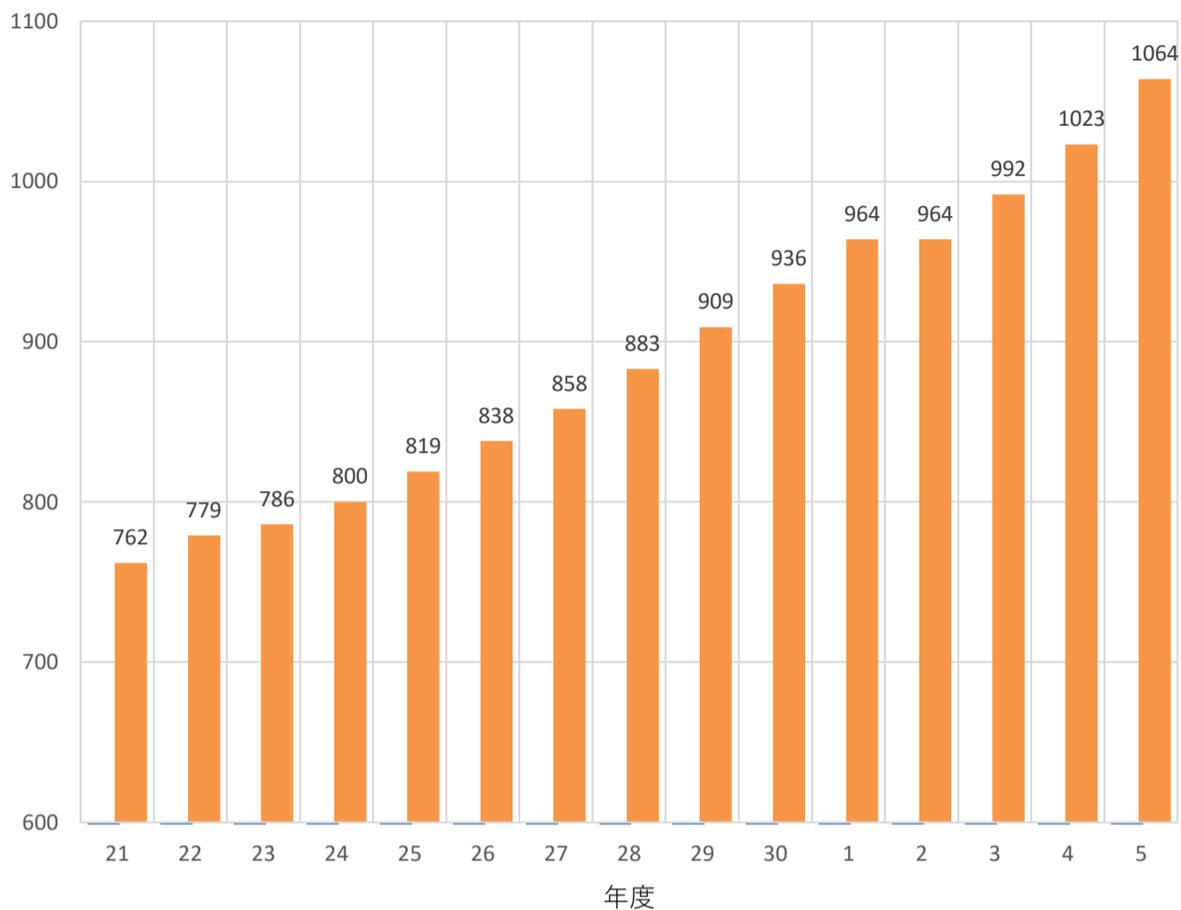
1	答申のあった時間額	1,064円
2	現行の時間額	1,023円
3	引上げ額	41円
4	引上げ率	4.01%
5	賃金の引上げが必要な労働者数(※1)	約271,000人
6	地域別最低賃金額の推移(別紙)	
7	地域別最低賃金決定の仕組み(別紙)	
8	影響率(※1)(※2)	23.4%

(※1) 令和5年6月分賃金を対象に実施した「最低賃金に関する実態調査」に基づく数字である。なお、調査対象事業所は「製造業」及び「情報通信業」は100人未満、「卸売業、小売業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「サービス業(他に分類されないもの)」は30人未満の常用労働者を雇用する民営事業所。

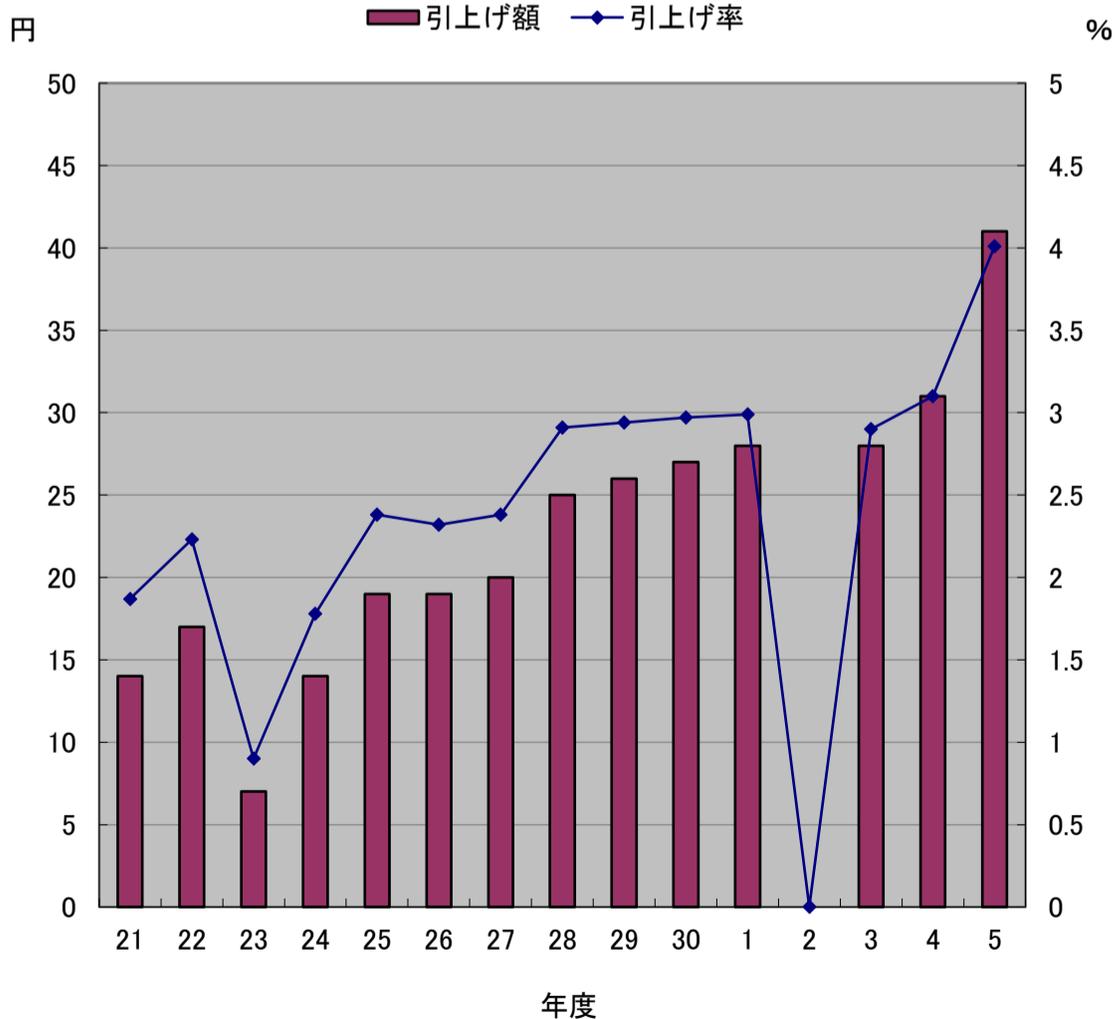
(※2) 影響率とは、指定賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合のこと

時間額 (円)

### 大阪府最低賃金 (時間額) の推移



### 大阪府最低賃金の引上げ額及び引上げ率の推移

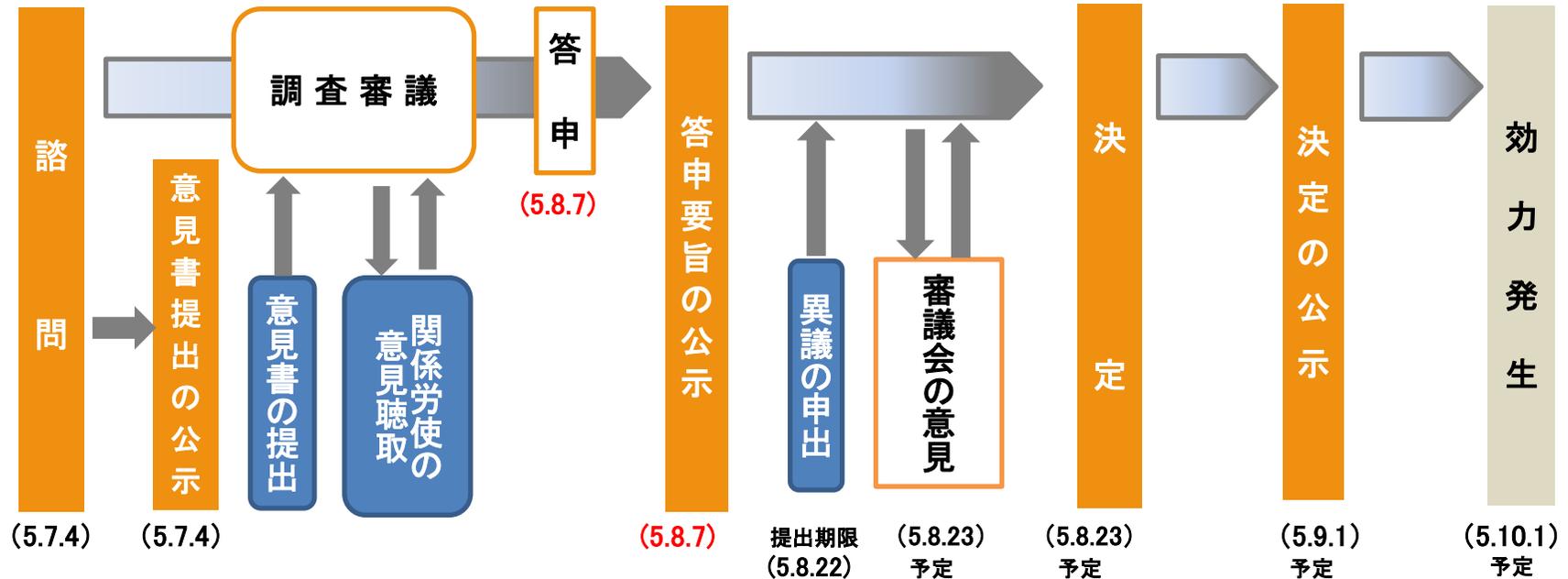
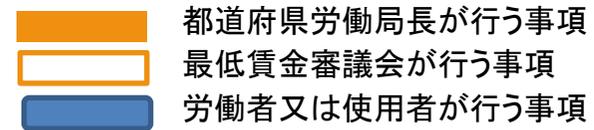


## 地域別最低賃金額の推移

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
時間額	704円	708円	712円	731円	748円	762円	779円	786円	800円	819円
引上げ額 (時間額)	1円	4円	4円	19円	17円	14円	17円	7円	14円	19円
引上げ率	0.14%	0.57%	0.56%	2.67%	2.33%	1.87%	2.23%	0.90%	1.78%	2.38%

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
時間額	838円	858円	883円	909円	936円	964円	964円	992円	1,023円	1,064円
引上げ額 (時間額)	19円	20円	25円	26円	27円	28円	0円	28円	31円	41円
引上げ率	2.32%	2.39%	2.91%	2.94%	2.97%	2.99%	0%	2.90%	3.13%	4.01%

## ■ 最低賃金審議会の調査審議に基づく地域別最低賃金決定の仕組み



(注) 労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内(審議会方式による場合)に都道府県労働局長に提出することにより行うこととされている。